

新渡戸文化短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、一般教養を重んじつつ、専門技能を修得させ、^{はたら}活く頭、^{いそ}勤しむ双手、^{ひろ}寛き心の3H精神を体して社会の進歩に貢献できる職業人を養成することを目的とする。

2 学科および専攻科の目的は、次のとおりとする。

フードデザイン学科	〔栄養士コース〕 食や栄養と健康の理念をふまえた幅広く応用力のある知識と、洗練された調理の技術を修得し、現場で活躍しながら社会貢献できる心豊かな栄養士を養成する。 〔食生活デザインコース〕 現在の幅広い食分野での様々な課題を発見し、新たな食のシステム・サービス・食品を創造できる人材を養成する。
臨床検査学科	教養が深く人間性豊かで、医学の基礎から先端医療に関する専門知識と技能をもつ臨床検査技師を養成する。
専攻科（調理専攻）	高度な調理技術を習得し、料理を通して社会で活躍できる人材を養成する。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については、別に定める。

(名称)

第3条 本学は、新渡戸文化短期大学と称する。

(位置)

第4条 本学は、以下の場所に置く。

フードデザイン学科・専攻科 東京都中野区本町6丁目38番1号

臨床検査学科 東京都中野区中野3丁目43番16号

第2章 組織

(学科及び専攻科)

第5条 本学に次の学科・専攻及び専攻科・専攻を置く。

フードデザイン学科

臨床検査学科

専攻科（調理専攻）

(定員及び修業年限)

第6条 本学の学科、修業年限、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。ただし、在学年数は、長期履修学生以外、修業年限の2倍の期間を超えることはできない。

学科名	修業年限	入学定員	収容定員
フードデザイン学科	2年	80人	160人
栄養士コース		(50人)	(100人)
食生活デザインコース		(30人)	(60人)
臨床検査学科	3年	80人	240人

2 長期履修学生については、別に定める。

(研究所)

第7条 本学に、臨床検査学研究所を置く。

2 研究所規程は、別に定める。

第3章 教職員組織及び教授会

(教職員組織)

第8条 本学に、次の教職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副手、司書及び事務職員。

2 前項のほか、本学に副学長を置くことができる。

(職務)

第9条 教職員（副手及び司書をのぞく）は、学校教育法の定めるところによりその職務を行う。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 副手は、教授、准教授、講師、助教及び助手の職務を助ける。

4 司書は、図書に関する専門的業務に従事する。

(教授会)

第10条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長、及び教授をもって組織する。
- 3 教授会の審議事項及び教授会に関する必要事項は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業

(学年)

第11条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日

後学期 10月1日から翌年3月31日

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合、学長は変更することができる。

(授業日時数と休業日)

第13条 授業日時数は、試験等の日時を含め、年間35週を原則とする。

- 2 休業日は、次のとおりとする。

春季休業 3月23日から3月31日まで、4月1日から4月3日まで

夏季休業 8月1日から9月5日まで

冬季休業 12月26日から翌年1月8日まで

日曜日及び国民の祝日に関する法律によって休日とされる日

本学創立記念日 10月16日

創立記念日が日曜日に該当するときは、その翌日を休業日とする。

- 3 前項にかかわらず必要がある場合、学長は上記の休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。
- 4 施設実習等を休業期間中に行うことがある。

第5章 教育課程履修方法及び単位の基準

(教育課程)

第14条 本学の教育課程は、別に定める「教育課程編成の方針」に基づいて編成する。

- 2 授業科目、単位数、履修方法及び時間を、別表第1から第5のとおり定める。

(履修)

第15条 フードデザイン学科の授業科目を履修し、卒業するためには2年以上在学し、前条に規定する授業科目のうちから次の各号に掲げる要件を満たし合計62単位以上を修得しなければならない。

- 一 基礎教育科目については、前条に示す卒業必修科目4単位を含めて12単位以上を修得しなければならない。
- 二 専門科目については、前条に示す専門科目Ⅰのうちから卒業必修科目8単位を修得しなければならない。
- 三 その他の42単位以上は、基礎教育科目又は専門科目から修得しなければならない

2 臨床検査学科の授業科目を履修し、卒業するためには3年以上在学し、前条に規定する授業科目のうちから次の各号に掲げる要件を満たし合計108単位以上を修得しなければならない。

- 一 基礎分野科目については、前条に示す卒業必修科目12単位を含めて15単位以上を修得しなければならない。
- 二 専門基礎分野科目については、前条に示す卒業必修科目21単位以上を修得しなければならない。
- 三 専門分野科目については、前条に示す卒業必修科目72単位以上を修得しなければならない。

(資格の取得)

第16条 フードデザイン学科において取得できる資格又は受験資格は、栄養士、フードスペシャリスト資格認定試験の受験資格及びフードコーディネーター3級である。

- 2 栄養士の免許を得ようとする者は、前条の規定によるほか、栄養士法及び同施行規則による所定の50単位を修得しなければならない。
- 3 フードスペシャリスト資格認定試験の受験資格を得ようとする者は、前条の規定によるほか、フードスペシャリスト必修科目22単位の修得要件を満たさなければならない。
- 4 フードコーディネーター資格を得ようとする者は、前条に規定によるほか、フードコーディネーター必修科目19単位の修得要件を満たさなければならない。
- 5 臨床検査学科において臨床検査技師国家試験の受験資格を得ようとする者は、前条の規定に従い108単位以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第17条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習（教室外における準備

又は学習を含む)を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算する。

- 一 講義については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験・実習は30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 四 実技は、30時間の授業をもって1単位とする。

(他大学等における修得単位の認定)

第18条 学生が学長の許可を得て、他の短期大学、大学又は専修学校専門課程の授業科目を履修し修得した単位については、本学において修得したものと見なして単位を認定することができる。単位の認定は、教授会が行う。

- 2 前項の実施について必要な事項は、別に定める。

(外国の他大学等における修得単位の認定)

第19条 前条の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合にも準用する。この場合において、修得したものと見なすことのできる単位数は、前条の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 学生が入学する前に、短期大学、大学又は専修学校専門課程において履修した授業科目について修得した単位については、本学において履修したものと見なして単位を認定することができる。単位の認定は教授会が行う。

- 2 前項の実施について必要な事項は、別に定める。

第6章 試験及び卒業

(試験)

第21条 授業科目試験は、毎学期中にその学期に配当された科目についてこれを行う。

(学習の評価と単位の授与)

第22条 学習の評価は、試験、論文、その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目担当者がこれを定める。

- 2 試験等に合格した者には、各科目所定の単位を与える。
- 3 試験等の評価は、S・A・B・C・D・Tをもって表わし、Dは不合格とする。

(試験規程)

第23条 試験に関する規程は、別に定める。

(卒業の認定と学位の授与)

第24条 本学則に定める修業年限を在学し、別に定める「学位授与の方針」のもと、所定の単位を修得した者には、教授会の意見を受けて、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、学長が短期大学士の学位を授与する。

第7章 入学・転退学・転編入・休学

(入学の時期)

第25条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第26条 本学に入学し得る者は次の各号の一に該当する者で、別に定める「入学者受け入れの方針」を理解した者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 三 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものと認定した在学教育施設の当該課程を修了した者
- 四 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験（平成17年1月31日文部科学省令1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格したもの（同規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格したものを含む）
- 七 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 八 本学において高等学校卒業と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第27条 入学志願者は所定の書類を提出し、別表第6に定める入学検定料を納付しなければならない。なお、書類の提出等については、別に定める。

2 入学検定料の減免については、別に定める。

(入学者の選考と入学の許可)

第28条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

2 選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身元保証書、その他本学所定の書類を提出するとともに所定の入学料を納付しなければならない

3 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(退学・転学)

第29条 退学又は転学は、保証人連署の退学願又は転学願を提出し、許可を受けなければならない。

2 病気のため退学するときは、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、教授会の意見を受けて、退学又は転学を許可する。

(再入学)

第29条の2 前条の規定により退学した者が、再入学を願い出たときは、退学後2年以内の限り、これを許可することがある。

(転入学・編入学)

第30条 本学に転入学、編入学を希望する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を受けて、学長が決定する。

(休学・復学)

第31条 病気その他やむをえない事由で3カ月以上欠席しようとする者は、学期毎の単位で、保証人連署の休学願を提出し、許可を得て休学することができる。

2 病気のため休学するときは、医師の診断書を添付しなければならない。

3 病気のために修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

4 休学は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある者は、再び休学願を提出し、許可を得て更に1年限り休学期間を延長することができる。

- 5 休学期間は、これを在学年数に算入しない。
- 6 復学しようとする者は、保証人連署の復学願を提出し、許可を受けなければならない。ただし、病気により休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付しなければならない。
- 7 学長は、教授会の意見を受けて、休学を許可し、休学を命じ、休学期間延長を許可し、又は復学を許可する。

(復籍)

第32条の2 前条第1項第3号の規定により除籍された者が、2年以内に所定の手続きを経て、復籍を願い出たときは、これを許可することがある。

(除籍)

第32条 学長は、教授会の意見を受けて、次の各号の一に該当する者を、除籍するものとする。

- 一 第6条に定める在学年数を超えた者
- 二 第31条第4項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 正当な事由なく授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- 四 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(保証人)

第33条 保証人は、学生の親又は独立の生計を営む者とし、その学生の在学中における一切の事項に関し、連帯の責任を負うものとする。

第8章 学 費

(学費)

第34条 学費は、別表第7のとおりとする。

- 2 入学金の減免については、別に定める。

(学費の納入)

第35条 学費は、前期と後期とに分割し、所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 前項に定める方法によらない者の取扱いについては、別に定める。
- 3 学費を滞納している者は、完納の上でなければ試験を受けることができない。

(学費の返付)

第36条 既に納入した学費は、原則として、返付しない。

2 前項にかかわらず在籍する日のない学期の授業料は、返還することができる。

(休学、復学の場合の授業料及び在籍料)

第37条 学期を通じて休学する者は、その学期の授業料を免除する。ただし、在籍料として、学期毎に60,000円を納入しなければならない。

2 前項の場合において、中途復学するときは、前項の額とその学期の所定の授業料との差額分及び授業料以外の学費の全額を納入しなければならない。

(奨学金及び学費の免除等)

第38条 本学に在学し成績優秀又は学費の納入が極めて困難な者に対しては、学長の認定等により、奨学金の貸与、給付又は学費免除をすることがある。

2 前項に定める奨学金の貸与、給付又は学費免除の方法・手続き等については、別に定める。

第9章 科目等履修生

(科目等履修生)

第39条 本学の学生以外で特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、選考の上科目等履修生として許可することがある。

(単位の授与)

第40条 科目等履修生で所定の授業科目を履修して試験に合格し、単位取得を希望する者には単位を与える。

(受講料等)

第41条 科目等履修生の選考料、登録料及び受講料等は別表第8のとおりとする。

(その他)

第42条 科目等履修生について特に必要な規定は別に定める。

第10章 専攻科

(入学定員及び修業年限)

第43条 専攻科の名称、修業年限、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

名 称	修業年限	入学定員	収容定員
専攻科（調理専攻）	1 年	2 0 人	2 0 人

（授業科目）

第44条 専攻科の授業科目、単位数は、別表第9のとおり定める。

（履修）

第45条 専攻科の授業科目履修については、次のとおり定める。

- 一 専攻科には1年以上在学し、30単位以上を修得しなければならない。
- 2 専攻科における科目等履修生は、専攻科修了又は中退した者を対象としてその他の事項に関しては学則第39条、41条、42条を準用する。

（入学資格）

第46条 専攻科調理専攻に入学し得る者は、本学の食物栄養学科を卒業した者または同等の学力を有すると認められる者とする。

- 2 専攻科への入学志願者は所定の書類を提出しなければならない。前項の卒業後1年以上経過して専攻科に入学する者は、別表第10に定める入学検定料を納付しなければならない。なお、入学選考については別に定める。
- 3 長期履修学生については、別に定める。

（学費）

第47条 専攻科の学費は、別表第11に定める。

- 2 入学金の減免については、別に定める。

（休学・復学）

第48条 病気その他やむをえない事由で3カ月以上欠席しようとする者は、保証人連署の休学願を提出し、許可を得て休学することができる。

- 2 病気のため休学するときは、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 病気のために修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。
- 4 休学は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある者は、再び休学願を提出し、許可を得て更に1年限り休学期間を延長することができる。

- 5 休学期間はこれを在学年数に算入しない。
- 6 復学しようとする者は、保証人連署の復学願を提出し、許可を受けなければならない。ただし、病気により休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付しなければならない。
- 7 学長は、教授会の意見を受けて、休学を許可し、休学を命じ、休学期間延長を許可し、又は復学を許可する。

(修了)

第49条 専攻科に1年以上在学し、所定の単位を履修した者には、教授会の意見を受けて、学長が修了証書を授与する。

第11章 福利厚生

(奨学金)

第50条 本学に、奨学金制度を置く。

- 2 奨学金制度については、別に定める。

(校医、保健室、カウンセラー室)

第51条 教職員及び学生の保健のために、校医及びカウンセラーを委嘱する。

- 2 本学に、保健室、カウンセリング室を置く。

第12章 付属施設

(付属施設)

第52条 本学に、次の付属施設を置く。

一 図書館

- 2 付属施設の運営及び管理については、別に定める。

第13章 賞罰

(表彰、懲戒)

第53条 本学の学生で、学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を受けて、学長が表彰する。

- 2 本学の学生で、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教

授会の意見を受けて、学長が懲戒する。

- 3 前項の懲戒の種類は、譴責、停学、退学の3種とする。
- 4 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他本学の規則に背き、学生としての本分に著しく反した者

第14章 公開講座

(公開講座)

第54条 本学に、生涯学習、社会人教育のため公開講座を開設する。

- 2 公開講座に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和25年4月1日からこれを実施する。

(中略)

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、専攻科児童生活専攻の学生受入は、平成18年4月1日からとする
- 2 前項の期日より前に入学した者については、なお従前の例による。
 - 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
 - 2 前項の期日より前に入学した者については、なお従前の例による。
 - 1 この学則は、平成17年12月1日から施行する。
 - 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
 - 2 前項の期日より前に入学した者については、なお従前の例による。
 - 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
 - 2 前項の期日より前に入学した者については、なお従前の例による。
 - 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
 - 2 前項の期日より前に入学した者については、なお従前の例による。
 - 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
 - 2 前項の期日より前に入学した者については、なお従前の例による。
 - 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
 - 2 前項の期日より前に入学した者については、表第12・13・16を除いて従前の例による。

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項の期日より前に入学した者については、表第12・13・16を除いて従前の例による。
- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項の期日より前に入学した者については、表第12・13・16を除いて従前の例による。
- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 前項の期日より前に入学した者については、表第12・13・16を除いて従前の例による。
- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 前項の期日より前に入学した者については、表第12・13・16を除いて従前の例による。
- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 前項の期日より前に入学した者については、表第12・13・16を除いて従前の例による。
- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 前項の期日より前に入学した者については、表第12・13・15・16を除いて従前の例による。
- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までの収容定員は次のとおりとする。

学科名	専攻名	収容定員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
生活学科	食物栄養専攻	160人	160人	160人
	児童生活専攻	100人	100人	100人
臨床検査学科	—	208人	224人	240人

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成30年度以前の入学者は、従前の定めによる。
- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成31年度以前の入学者は、従前の定めによる。
- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、令和2年度以前の入学者は、従前の定めによる。

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
 - 2 前項にかかわらず、令和3年度以前の入学者は、従前の定めによる。
 - 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
 - 2 前項にかかわらず、令和4年度以前の入学者は第16条第2項を除き従前の定めによる。
 - 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
 - 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 食物栄養学科は、学則変更後の第1条第2項の規定にかかわらず、令和8年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
 - 3 第1項にかかわらず、令和6年度以前の入学者は従前の定めによる。

別表第1（第14条関係） フードデザイン学科 基礎教養科目

教育内容		授業科目	授業形態	単位数	時間	卒業必修	卒業選択	FS 必修	FC 必修
基礎教育科目	自然科学	新渡戸レクチャー	講義	1	1 5	○			
	人文科学	日本語表現	講義	2	3 0		○		
		心理学	講義	2	3 0		○		
		社会学	講義	2	3 0		○		
		法学	講義	1	1 5		○		
	外国語	基礎英語	演習	2	3 0		○		
		英会話	演習	2	3 0		○		
		食のキャリア英語	演習	2	3 0		○		
	保健体育	スポーツ実技	実技	1	1 5		○		
		スポーツ科学	講義	1	1 5		○		
	キャリア	コミュニケーション	講義	2	3 0		○		
		情報機器演習	演習	1	3 0		○		
		栄養マネジメント演習	演習	1	3 0		○		
		MOS 演習	演習	1	3 0		○		
		基礎ゼミ	演習	1	3 0	○			
		ビジネスマナー	演習	1	3 0	○			
		キャリアデザイン	演習	1	3 0	○			
合計				2 4	単位				

別表第2（第14条関係） フードデザイン学科 専門科目

教育内容		授業科目	授業形態	単位数	時間	卒業必修	卒業選択	FS 必修	FC 必修
専門科目Ⅰ	共通必修科目	食品学	講義	2	3 0	○	○	○	○
		食品学実験	実験	1	4 5		○	○	
		食品加工・鑑別論	講義	1	1 5		○	○	
		食品加工・鑑別実験	実験	1	4 5		○	○	
		食品加工流通学	講義	1	1 5		○	○	○
		食品衛生学	講義	2	3 0		○	○	○
		基礎栄養学	講義	2	3 0	○	○	○	
		栄養学	講義	2	3 0	○	○		
		応用栄養学	講義	2	3 0		○	○	○
		調理学	講義	2	3 0	○	○	○	○
		調理学実習Ⅰ	実習	1	4 5		○		
		調理学実習Ⅱ	実習	1	4 5		○	○	○
		調理学実習Ⅲ	実習	1	4 5		○	○	
		食事計画論	講義	1	1 5		○		○
		給食計画・実務論	講義	1	1 5		○		○
	栄養士コース必修科目	公衆衛生学	講義	2	3 0		○		
		社会福祉概論	講義	2	3 0		○		
		体の構造・機能学	講義	2	3 0		○		
		体の構造・機能学実習	実習	1	4 5		○		
		栄養生化学Ⅰ	講義	2	3 0		○		
		栄養生化学Ⅱ	講義	2	3 0		○		

専門科目Ⅰ		運動生理学	講義	1	1 5		○		
		健康管理概論	講義	1	1 5		○		
		食品衛生学実験	実験	1	4 5		○		
		応用栄養学実習	実習	1	4 5		○		
		臨床栄養学	講義	2	3 0		○		
		臨床栄養学実習	実習	1	4 5		○		
		栄養教育論Ⅰ	講義	2	3 0		○		
		栄養教育論Ⅱ	講義	2	3 0		○		
		栄養教育実習Ⅰ	実習	1	4 5		○		
		栄養教育実習Ⅱ	実習	1	4 5		○		
		公衆栄養学概論	講義	2	3 0		○		
		学内給食管理実習	実習	2	9 0		○		
		学外給食管理実習Ⅰ	実習	1	4 5		○		
		食生活デザインコース必修科目	フードスペシャリスト論	講義	2	3 0		○	○
	食料経済学		講義	2	3 0		○	○	○
	フードデザイン論		講義	2	3 0		○		
	フードマネジメント論		講義演習	2	3 0		○		
	食空間デザイン		演習	1	3 0		○		○
	フードコーディネート論		講義演習	2	3 8		○	○	○
	食文化論		講義	2	3 0		○		
	食と地域の課題論		講義演習	2	3 0		○		
	おいしさの科学		講義演習	2	3 0		○		
	応用調理学Ⅰ		講義	2	3 0		○		
	応用調理学Ⅱ		講義	2	3 0		○		
	応用調理学実習		実習	1	3 0		○		
	フードテック論		講義演習	2	3 0		○		
	エシカルフード概論		講義	2	3 0		○		
	フードプロデュース論		講義	2	3 0		○		
	フードメディアプロデュース論Ⅰ		講義演習	2	3 0		○		
	フードメディアプロデュース論Ⅱ	講義演習	2	3 0		○			
専門科目Ⅱ	共通選択科目	栄養士キャリアアップ 講座	講義	1	3 0		○		
		卒業研究ゼミナール	演習	2	6 0		○		
		製菓・製パン実習	実習	1	4 5		○		
		プロに学ぶ専門料理実習	実習	1	4 5		○		
		調理学実習Ⅳ	実習	1	4 5		○		
		学外給食管理演習	演習	1	3 0		○		
		フルーツカッティング 演習	演習	1	1 5		○		
		スポーツ栄養学	講義	1	1 5		○		
		保育概論	講義	2	3 0		○		
		フードプロデュース実習（演習）	実習	1	4 5		○		
		食育演習	演習	1	3 0		○		

9 5 単位									
FS 必修：フードスペシャリスト必修科目 FC 必修：フードコーディネーター必修科目									

〔卒業要件〕基礎教育科目：卒業必修科目4単位を含めて12単位以上、専門科目：専門科目Ⅰのうちから卒業必修科目8単位、その他：基礎科目又は専門科目から42単位以上、計62単位以上

〔栄養士免許取得要件〕卒業要件を満たし、専門科目Ⅰ：*全科目50単位

別表第3（第14条関係） 臨床検査学科 基礎分野科目

教育内容	科目名	授業形態	単位数	時間数	備考
人間と生活・社会の理解	心理学	講義	2	30	§
	コミュニケーション演習	演習	1	30	□
	新渡戸レクチャー	講義	1	15	§
	日本語	講義	1	15	§
	法学	講義	1	15	§
	社会福祉論	講義	1	15	§
	キャリアデザイン	演習	1	30	□
	英語	演習	2	30	□
	医学英会話	演習	2	30	§
	海外語学研修	演習	2	30	§
	キャリア英語Ⅰ	演習	1	15	§
	キャリア英語Ⅱ	演習	1	15	§
	体育	実技	1	30	□
科学的思考の基盤	統計学	講義	2	30	□
	基礎化学	講義	2	30	□
	化学	講義	1	15	□
	生物学	講義	2	30	□
	健康科学	講義	1	15	§
合計 25 単位					

□：卒業必修科目 §：選択必修科目

別表第4（第14条関係） 臨床検査学科 専門基礎分野科目

教育内容	科目名	授業形態	単位数	時間数	備考	教育内容	科目名	授業形態	単位数	時間数	備考
人体の構造と機能	解剖学	講義	1	30	□	保健医療福祉と臨床検査	公衆衛生学Ⅰ	講義	1	30	□
	解剖学実習	実習	1	30	□		公衆衛生学Ⅱ	講義	1	30	□
	生理学Ⅰ	講義	1	30	□		公衆衛生学実習	実習	1	30	□
	生理学Ⅱ	講義	1	30	□		医学概論	講義	1	15	□
	栄養学	講義	1	30	□	医療工学及び医療情報	医用工学概論	講義	1	30	□
	生化学	講義	1	30	□		医用工学実習	実習	1	30	□
	薬理学	講義	1	30	□		検査機器学演習	演習	1	30	□
	生化学実習	実習	1	30	□		情報科学概論	講義	1	15	□
臨床検査の基礎とその疾病との関連	病理学	講義	1	30	□						
	病態薬理学	講義	1	15	□						
	微生物学	講義	1	30	□						
	臨床栄養学	講義	1	15	□						
	保健医療福祉概論	講義	1	15	□						
合計 21 単位											

□：卒業必修科目

別表第5 (第14条関係) 臨床検査学科 専門分野科目

教育 内容	科目名	授業 形態	単位数	時間数	備考	教育 内容	科目名	授業 形態	単位数	時間数	備考
病態学	病態学Ⅰ	講義	2	60	☐	生理学的 検査	生理機能検査学Ⅰ	講義	2	60	☐
	病態学Ⅱ	講義	2	60	☐		生理機能検査学Ⅱ	講義	2	60	☐
	病態学Ⅲ	講義	2	60	☐		生理機能検査学Ⅲ	講義	1	30	☐
	病態解析演習	演習	1	30	☐		生理機能検査学実習Ⅰ	実習	1	30	☐
病理学的 検査	病理検査学Ⅰ	講義	1	30	☐		生理機能検査学実習Ⅱ	実習	1	30	☐
	病理検査学Ⅱ	講義	1	30	☐		画像検査学Ⅰ	講義	1	30	☐
	病理検査学Ⅲ	講義	1	30	☐		画像検査学Ⅱ	講義	1	30	☐
	病理検査学実習Ⅰ	実習	1	35	☐		画像検査学実習	実習	1	30	☐
	病理検査学実習Ⅱ	実習	1	35	☐						
血液学的 検査	血液検査学Ⅰ	講義	1	30	☐	臨床検査 総合管理	検査情報処理科学	講義	1	15	☐
	血液検査学Ⅱ	講義	1	30	☐		検査情報処理科学演習	演習	1	30	☐
	血液検査学Ⅲ	講義	1	30	☐		検査管理運営総論	講義	1	15	☐
	血液検査学実習	実習	1	45	☐		総合医療特論	講義	1	15	☐
生化学的 検査・免 疫 検査	生化学検査学Ⅰ	講義	1	30	☐		臨床検査総論	講義	2	60	☐
	生化学検査学Ⅱ	講義	1	30	☐		臨床検査専門演習Ⅰ	演習	2	60	☐
	生化学検査学Ⅲ	講義	1	30	☐		臨床検査専門演習Ⅱ	演習	2	60	☐
	生化学検査学実習	実習	2	60	☐						
	免疫検査学Ⅰ	講義	1	30	☐						
	免疫検査学実習	実習	1	30	☐						
尿・糞便 等一般 検査	一般検査学	講義	1	30	☐	医療安全 管理	医療安全管理学	講義	1	15	☐
	一般検査学実習	実習	1	30	☐		医療安全管理学実習	実習	1	30	☐
	医動物学	講義	1	30	☐						
遺伝子関連 ・染色体 検査	遺伝子関連検査学	講義	1	30	☐	臨地実習	技能修得達成度評価	実習	1	40	☐
	遺伝子関連検査学実習	実習	1	30	☐		臨地実習	実習	11	440	☐
微生物学 の検査	微生物検査学Ⅰ	講義	1	30	☐						
	微生物検査学Ⅱ	講義	1	15	☐						
	微生物検査学Ⅲ	講義	1	30	☐						
	微生物検査学実習Ⅰ	実習	1	40	☐						
	微生物検査学実習Ⅱ	実習	1	40	☐						
	感染予防学	講義	1	15	☐						
輸血・移 植検査	輸血・移植検査学Ⅰ	講義	1	30	☐						
		講義	1	30	☐						
	輸血・移植検査学Ⅱ	講義	1	30	☐						
	輸血・移植検査学Ⅲ	実習	1	40	☐						
	輸血・移植検査学実習										
合計 72 単位											

□：卒業必修科目

〔卒業要件及び臨床検査技師国家試験の受験資格要件〕

基礎分野科目：□全科目12単位を含めて15単位以上、専門基礎分野科目：□全科目21単位、

専門分野科目：□全科目72単位、計108単位以上

別表第6（第27条関係） 入学検定料

入学検定料	30,000円
-------	---------

別表第7（第34条関係） 学費

フードデザイン学科

	1年次	2年次
入学金	300,000円	—
授業料	670,000円	670,000円
教育充実費	260,000円	260,000円
実験演習等費	70,000円	70,000円
実習費	0円	20,000円
専攻費	10,000円	10,000円
合計	1,310,000円	1,030,000円

臨床検査学科

	1年次	2年次	3年次
入学金	300,000円	—	—
授業料	700,000円	700,000円	700,000円
教育充実費	200,000円	200,000円	200,000円
実験実習費	220,000円	250,000円	280,000円
施設・冷暖房費	60,000円	60,000円	60,000円
合計	1,480,000円	1,210,000円	1,240,000円

別表第8（第41条関係） 科目等履修生選考料、登録料、受講料、実験実習演習費

選考料		10,000 円
登録料 1 学期		10,000 円
受講料（1 単位当り）	講義・演習	10,000 円
	実験・実習	30,000 円
実験実習演習費		実費

別表第9（第44条関係） 専攻科調理専攻 授業科目

教育内容	選択科目	授業形態	単位数	時間数	備考	教育内容	選択科目	授業形態	単位数	時間数	備考
専門料理実技実習	日本料理実習	実習	5	150		経営戦略理論	カフェ・レストラン経営論	講義	1	15	
	西洋料理実習	実習	5	150			ホスピタリティ・マネジメント特論	講義	1	15	
	フルーツカットテクニックとカービング実習	実習	1	30			フード・カラーコーディネート特論	講義	1	15	
	製菓・製パン特別実習	実習	3	90			Webデザイン特論	講義	1	15	
実践力・即戦力修得のための現場体験	カフェ・レストラン実習（学内）	実習	14	630							
	カフェ・レストラン実習（学外）	実習	4	180							
合計36単位											

〔修了要件〕 専攻科授業科目から30単位以上

別表第 1 0 （第 46 条関係） 専攻科入学検定料

入学検定料	15,000円
-------	---------

別表第 1 1 （第 47 条関係） 専攻科学費

調理専攻

入学金	150,000円
授業料	670,000円
教育充実費	260,000円
実験実習費	170,000円
専攻費	50,000円
施設・冷暖房費	60,000円
合計	1,360,000円